



宮 崎 県 公 報

令和8年8月17日（月曜日） 第 738 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）…（障がい福祉課） 1
- 公 告
- 採石業務管理者試験の実施……………（企業振興課） 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………（団体指導検査課） 2

頁

教育委員会規則

- 教育委員会会議規則の一部を改正する規則…………… 3

公安委員会規則

- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 3

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示…………… 4

告 示

宮崎県告示 589号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年8月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510800321	短期入所 なべち ゃん家	西都市大字清水 1 58番地	合同会社 e q u a l i t y	西都市大字清水 1 58番地	令和8年7月1日	短期入所

宮崎県告示 590号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年8月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4512050651	ラヴィータ高鍋	児湯郡高鍋町大字 北高鍋1174-7	一般社団法人福聚 会	宮崎市柳丸町 144 番地	令和8年8月1日	短期入所

宮崎県告示 591号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年8月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4522050568	ラヴィータ高鍋	児湯郡高鍋町大字 北高鍋1174－7	一般社団法人福聚 会	宮崎市柳丸町 144 番地	令和8年8月1日	共同生活援助

公 告

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第 1 項の規定により、第55回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
令和8年10月9日（金曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎県庁 防災庁舎 防56号室
- 受験願書の受付期間
令和8年9月1日（火曜日）から9月16日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、9月16日付けの消印のあるものまで有効とする。）
- 受験願書の提出先
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
宮崎県商工観光労働部企業振興課
- 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 手数料
8,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上、請求すること。
なお、県ホームページからダウンロードすることもできる。
(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課（電話09 85（26）7095）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、杉安堰土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年8月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	矢 野 裕 一	西都市大字南方3876番地
理 事	吉 野 憲 二	西都市大字三宅 169番地
理 事	渡 邊 公 智	西都市大字南方1452番地

理 事	日 高 仁 二	西都市大字右松 647番地
理 事	宇田津 勝 也	西都市大字童子丸 513番地 1
理 事	黒 木 義 次	西都市大字南方5713番地
理 事	黒 木 萌々華	西都市大字童子丸 177番地 1
理 事	本 部 公 文	西都市大字南方4690番地
理 事	米 良 幸 徳	西都市大字岡富 497番地
理 事	田 中 行 一	西都市大字黒生野1943番地
監 事	緒 方 一 郎	西都市大字南方1027番地
監 事	甲 斐 公 明	西都市上町 1 丁目66番地
監 事	清 水 博 昭	西都市右松 1 丁目65番地
監 事	寺 原 弘 敏	西都市大字三宅1389番地

（任期：令和12年7月12日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	橋 口 久 徳	西都市大字南方4592番地
理 事	壹 岐 君 信	西都市大字南方5293番地
理 事	緒 方 一 郎	西都市大字南方1027番地
理 事	山 内 一 徳	西都市大字三宅 821番地
理 事	横 山 光 秀	西都市大字三宅4621番地ロ
理 事	渡 邊 公 智	西都市大字南方1452番地
理 事	黒 木 萌々華	西都市大字童子丸 177番地 1
理 事	日 高 孝 伸	西都市大字岡富 633番地 3
理 事	遠 山 昭	西都市大字黒生野2236番地
理 事	日 高 仁 二	西都市大字右松 647番地

監 事	沼 口 数 敏	西都市右松 5 丁目 19 番地	監 事	吉 野 憲 二	西都市大字三宅 169 番地
監 事	矢 野 裕 一	西都市大字南方 3876 番地	監 事	甲 斐 公 明	西都市上町 1 丁目 66 番地

教育委員会規則

教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第 9 号

教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教育委員会会議規則（昭和 31 年宮崎県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 1 条 [略] 2 定例会は、毎月 1 回教育長が招集する。 第 5 条 会議は、おおむね次の順で行う。 (1) [略] (2) 前回の議事録の承認 (3)～(7) [略] 第 16 条 議事録は、次回の会議において、出席委員の承認を得て、教育長及び会議で決めた委員 1 人が署名しなければならない。 第 17 条 議事録は、前条の承認を得た後、公表する。ただし、法第 14 条第 7 項ただし書きの規定により非公開とした事項については、この限りでない。	第 1 条 [略] 2 定例会は、毎月 1 回教育長が招集する。 <u>ただし、災害その他やむを得ない事由により定例会を開催することができない場合は、この限りでない。</u> 第 5 条 会議は、おおむね次の順で行う。 (1) [略] (2)～(6) [略] 第 16 条 議事録は、教育長及び <u>教育長が指名した委員</u> 1 人が署名しなければならない。 第 17 条 議事録は、 <u>公表する。</u> ただし、法第 14 条第 7 項ただし書きの規定により非公開とした事項については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 慈 舟

宮崎県公安委員会規則第 8 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和 35 年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(交通規制の対象から除く車両) 第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。 (1) 道路標識等による交通規制（ <u>高速自動車国道の本線車道（令第 27 条の 2 に規定する本線車道を除く。）</u> ）にあっては 100 キロメートル毎時、その他の道路にあっては 60 キロメートル毎時を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）の対象から除く車両 ア・イ [略] (2) 最高速度の規制（ <u>高速自動車国道の本線車道（令第 27 条の 2 に規定する本線車道を除く。）</u> ）にあっては 100 キロメートル	(交通規制の対象から除く車両) 第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。 (1) 道路標識等による交通規制（ <u>令第 11 条及び令第 27 条に規定する速度を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。</u> ）の対象から除く車両 ア・イ [略] (2) 最高速度の規制（ <u>令第 11 条及び令第 27 条に規定する速度を超える場合を除く。</u> ）の対象から除く車両 専ら交通の取締り

毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える場合を除く。）の対象から除く車両 専ら交通の取締りに従事する自動車

(3)～(9) 〔略〕

2～9 〔略〕

別表第3（第10条関係）

路 線 名	区 間
〔略〕	
県道 333号下北方古墳線	〔略〕
〔略〕	
宮崎市道清武南インター下り線	〔略〕
〔略〕	
新富町道切通～栗野田線	児湯郡新富町大字上富田字切通6345番4地先から児湯郡新富町大字上富田字栗野田6523番5地先まで
〔略〕	
臨港道路	日向市大字日知屋字貞平開5831番地6から日向市大字日知屋字竹島町3番地まで
〔略〕	

に従事する自動車

(3)～(9) 〔略〕

2～9 〔略〕

別表第3（第10条関係）

路 線 名	区 間
〔略〕	
県道 333号下北方古墳線	〔略〕
県道 340号大戸野清武線	宮崎市清武町今泉字平田乙2666番3地先から宮崎市清武町岡3丁目8番7地先まで
〔略〕	
宮崎市道清武南インター下り線	〔略〕
宮崎市道御崎柳ヶ谷線	宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1866番2地先から宮崎市清武町今泉字御崎乙2737番1地先まで
宮崎市道今泉工業団地線	宮崎市清武町今泉字宮ノ前丙1603番1地先から宮崎市清武町今泉字山ノ口丙1864番12地先まで
〔略〕	
新富町道平田～栗野田線	児湯郡新富町大字上富田字切通6345番12地先から児湯郡新富町大字上富田字栗野田6523番5地先まで
〔略〕	
臨港道路	日向市竹島町1番34地先から日向市竹島町3番地先まで
臨港道路	日向市竹島町1番47地先から日向市大字日知屋前畑5890番3地先まで
臨港道路	日向市竹島町1番2地先から日向市竹島町1番1地先まで
臨港道路	日向市大字日知屋字新開 17371番1地先道路
臨港道路	日向市大字日知屋字新開 17371番1地先から日向市大字日知屋字堀川 16847番5地先まで
〔略〕	

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 175号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和8年8月17日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 安 本 潤 一

（定義）

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、遡河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁

具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚（以下「落簀」という。）とにより構成されるものをいう。

（漁場及び統数制限）

2 内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で 1 統とする。

ア 延岡市大貫町 大貫地先

（行使内容の事前届出）

3 漁業権者は、操業開始日の 5 日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に届出なければならない。

（操業期間）

4 あゆやな漁業の操業期間は、令和8年10月1日から令和8年12

月6日までの間の延べ45日以内とする。

（採捕管理義務）

- 5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を確認し、採捕があった場合は、採捕があった日の翌日までに採捕実績を委員会に報告しなければならない。なお、採捕がない場合であっても、少なくとも10日ごとに確認状況を報告しなければならない。また、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

（増殖義務）

- 6 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。

なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから10グラムとする。

（実績報告等）

- 7 漁業権者は、令和9年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

（指示の有効期間）

- 8 この指示の有効期間は、令和8年8月17日から令和9年6月30日までとする。

--	--